

計画条件（案）

1. 建設地の立地条件

建設予定地は表 1 及び図 1 に示すとおりです。

表 1 建設予定地の立地条件

	立地条件
位 置	姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27（旧姫路市南部美化センター跡地）
面 積	36,877m ²
土地規制	用途地域：工業専用地域

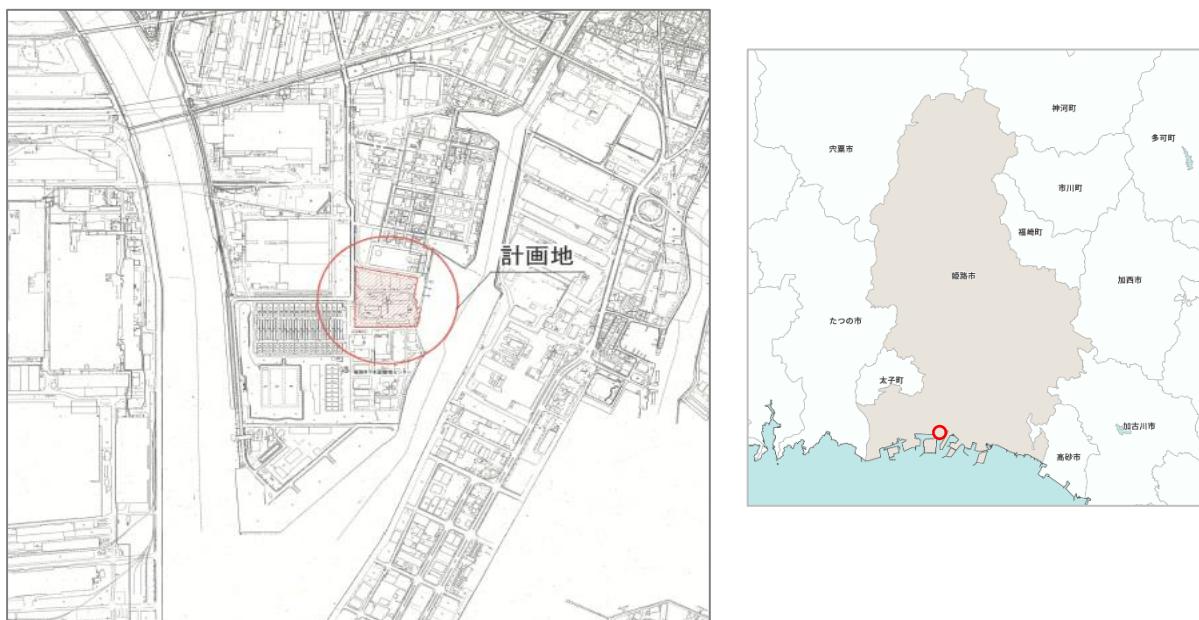


図 1 建設予定地の位置図

2. 施設整備に係る法規制の状況

ごみ焼却施設の整備にあたって、環境保全及び土地利用規制等の関係法令等は表 2 及び表 3 のとおりです。当該用地における各法律の適用状況についても併せて記載します。

関係法令の適用については、適用されるものは「○」、適用されないものは「-」として表記しました。

表2 環境保全に関する法令

法 令 等	適 用 範 囲 等	適 用
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(ごみ焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる。	○
大気汚染防止法	火格子面積が2m ² 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。	○
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
騒音規制法	著しい騒音を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）	○
振動規制法	著しい振動を発生させる施設であって、政令で定めるものは、「特定施設」として規制の対象である。※空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、市長が指定する地域では規制を受ける。	○
下水道法	処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○ ^{※1}
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃液を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
土壤汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止した時、健康被害が生じるおそれがある時、一定規模(3,000m ² 以上)の形質変更を行う時は、本法の適用を受ける。なお、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。 しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。	○ ^{※2}

※1 処理方法による。

※2 形質変更、もしくは排水処理施設の有無による。

表3 土地利用規制等に関する法令

法 令 等	適 用 範 囲 等	適 用
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。	○
河川法	河川区域内及び河川保全区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。	—
旧宅地造成等規制法 (宅地造成及び特定盛土等規制法)	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	—
海岸法	海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。	○
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合、道路管理者の許可が必要。	○
都市緑地法	緑地保全地域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	—
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	—
農地法	農地を農地以外に転用する場合。	—
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。	—

都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
土地区画整理事業法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	—
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	○※3
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が 6 cm ² を超えるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	○※3
建築基準法	法 51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条ただし書きでは、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合はこの限りでない。建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。	○
航空法	進入表面、転移表面又は平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。	○
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	○
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	○※4
電気事業法	特別高圧(7,000V を超える)で受電する場合。高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。	○

※ 3 地下水を規定以上で吐出口の断面積で揚水する場合。

※ 4 高圧ガスを貯留する場合。

労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関する記述が存在。	○
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	—
姫路市自然保護条例	動植物保護地区、自然緑地保護地区	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	種の保存法に基づく生息地等保護区域	—
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。	—
砂防法	砂防指定地区内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。	—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊、土砂災害（特別）警戒区域・土石流、土砂災害（特別）警戒区域・地すべり。土石流危険渓流（土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流）。	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。	—
山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区・山腹崩壊危険区域、山地災害危険地区・崩壊土砂流出危険区域	—
農業振興地域の整備に関する法律	「農用地区域」を、農用地等以外の用途に供する必要性が生じたときには県知事の許可が必要。	—
生産緑地法	生産緑地法に基づく生産緑地地区	—
景観法 (姫路市景観計画)	景観計画区域内（市内全域）で、一定の建築行為等を行う場合は、あらかじめ届出（国または地方公共団体が行う行為等については通知）が必要。	○
屋外広告物法 (姫路市屋外広告物条例)	施設入口等に掲げる看板を設置する際は、あらかじめ届出が必要。	○
福祉のまちづくり条例 (県条例)	官公庁施設で、多数の者が利用する特定施設である場合。	○

環境の保全と創造に関する条例（県条例）	著しい騒音・振動を発生させる施設であって、政令で定める「特定施設」となる場合、届出が必要。※圧縮機の動力 7.5kW 以上など。 また、条例で定める緑化基準に従って緑化に関する計画を作成し、届け出る必要がある。	○
水防法	0.5～3.0mの洪水浸水想定区域に該当	○
	0.5～3.0mの高潮浸水想定区域に該当	○
姫路市内水ハザードマップ	内水氾濫想定区域（該当なし）	—
津波防災地域づくりに関する法律	0.3m未満の津波浸水想定区域に該当	○
活断層の有無	危険度が低い候補地が優位となる（該当なし）	—
家屋等倒壊氾濫想定区域	危険度が低い候補地が優位となる（該当なし）	—
液状化危険度	液状化可能性指数（PL）が 15 超（極めて高い）に該当	○